	改正案		現行
別表第4(第6条第3項関係)	第3項関係)	別表第4(第6条第	第3項関係)
有価証券等の区分		有価証券等の区分	樹
・転換社債券 ・新株引受権 付社債券	同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率。	・転換社債券 ・新株引受権 付社債券	同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率。ただし、証券取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の社債券について、別表第2に掲げる区分に
(略)	(略)	(略)	(略)